

議案件名（令和 3 年第 4 回定例会）

専決処分	2 件（補正予算 1 件、工事請負変更契約 1 件）
予算案	3 件（補正予算 3 件）
条例案	7 件（一部改正 7 件）
一般議案	7 件（宝くじの発売額 1 件、指定管理者の指定 6 件）

計 19 件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和 3 年度千葉市一般会計補正予算（第 10 号））（令和 3 年 11 月 10 日）
- 2 専決処分について（工事請負変更契約について（（主）穴川天戸線（亥鼻橋）下部工附帯工事（2-1）））（令和 3 年 11 月 10 日）（建設局 土木部 土木保全課）

契 約 金 額	変更前	241,233,300 円
	変更後	425,136,800 円
工 期	変更前	令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 11 月 16 日まで
	変更後	令和 2 年 12 月 22 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(1) 橋脚築造のための掘削作業中に、掘削底面の地盤が隆起する盤ぶくれ現象が発生したため、地盤の遮水性を高めることで地盤を強化する薬剤を急ぎょ注入する必要があったことから、契約金額及び工期を変更した。

なお、契約金額の変更により議会の議決に付すべき契約となるが、対策を講じなければ施工した構造物の安定性が失われて損壊するおそれがあり、直ちに安全対策を講じる必要があることなどから、専決処分とした。

※参考

- ・施工場所 花見川区畑町地内外
- ・工事概要 橋りょう下部工附帯工一式
- ・請負者 北野建設株式会社 千葉営業所

（ 予 算 案 ）

- 1 令和 3 年度千葉市一般会計補正予算（第 11 号）
- 2 令和 3 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 3 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

(条 例 案)

1 千葉県職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当を引き下げるほか、特別職の職員及び会計年度任用職員の期末手当についても引き下げる。

(1) 一般職の職員(定年前職員の場合)

- ア 令和3年12月期 1.275 月 → 1.125 月(-0.15月)
- イ 令和4年 6月期 1.275 月 → 1.20 月(-0.075月)
- 12月期 1.125 月 → 1.20 月(+0.075月)

※勤勉手当の引下げはなし(支給月数 0.95月)

※期末・勤勉手当の年間支給月数 4.45月 → 4.30月(-0.15月)

(2) 特別職の職員

- ア 令和3年12月期 2.225 月 → 2.075 月(-0.15月)
- イ 令和4年 6月期 2.225 月 → 2.15 月(-0.075月)
- 12月期 2.075 月 → 2.15 月(+0.075月)

※期末手当の年間支給月数 4.45月 → 4.30月(-0.15月)

(3) 会計年度任用職員

- 令和4年 6月期 1.275 月 → 1.20 月(-0.075月)
- 12月期 1.275 月 → 1.20 月(-0.075月)

※期末手当の年間支給月数 2.55月 → 2.40月(-0.15月)

(4) 施行期日

- ア (1)ア、(2)アについては、R3.12.1
- イ (1)イ、(2)イ、(3)については、R4.4.1

2 千葉県国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

出産育児一時金の額を改定するとともに、未就学児がある世帯の国民健康保険料を減額する。

- (1) 産科医療補償制度の掛金額の引下げに伴う健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、同制度に加入する医療機関等で出産した場合に支給する出産育児一時金の加算額(掛金相当額)を引き下げるとともに、基本額を引き上げる(支給総額の42万円を維持)。

出産育児一時金(基本額) 40.4万円 → 40.8万円
(加算額) 1.6万円 → 1.2万円

※ 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、発症の原因分析と再発防止のための情報提供を行うことにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とする保険制度

- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児分に係る均等割額(法定の保険料軽減措置の対象となる世帯については、軽減後の均等割額)を5割減額することとする。

- (3) 施行期日 (1)についてはR4.1.1、(2)についてはR4.4.1

(4) 政令改正

- ア 健康保険法施行令 R4.1.1施行
- イ 国民健康保険法施行令 R4.4.1施行

3 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について (都市局 建築部 建築指導課)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請において、登録住宅性能評価機関が長期使用構造等に適合することを所管行政庁に代わり確認し、その確認を証する書類を添付する方法によって認定申請ができることとなったことから、当該方法に係る申請手数料を定める(現行の「適合証」又は「住宅性能評価書」を添付する方法に係る申請手数料は廃止。)
 ・長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(確認を証する書類を添付した場合) 一戸建ての住宅の場合 8,000円
- (2) 分譲マンションに係る長期優良住宅建築等計画の譲受人ごとの認定については、区分所有者ごとに変更申請を行う方法から、管理組合の管理者等により1棟単位で一括して変更申請を行う方法に変更されたことから、この場合に係る申請手数料を定める。
 ・管理者等を選任した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1棟につき 1,700円
- (3) 認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合には容積率制限を緩和することができることとされたことから、当該緩和を受けることができる特例許可の申請手数料を定める。
 ・認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (4) 施行期日 R4. 2. 20
- (5) 法改正 R4. 2. 20施行

4 千葉市道路占用料条例の一部改正について (建設局 土木部 土木管理課)

道路の占用料の額を改定するとともに、新たに自動運行補助施設の設置に係る道路占用料を定める。

- (1) 道路占用料の額を令和3年度評価替えによる本市の土地に係る固定資産税評価等を踏まえ、改定する。
 主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第3種電柱	1本につき1年	2,400円	2,500円
第1種電話柱		1,000円	1,100円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	63円	64円

- (2) 道路法の一部改正(R2. 5. 27公布、R2. 11. 25施行)により、自動運行補助施設の設置について占用の許可を要することとされたことから、新たに当該施設の設置に係る道路占用料を定める。

主な内容

種 別	単 位	占用料
自動運行装置による検知の対象として設置する導線等	地下に設けるもの	6円
	その他のもの	21円
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱等	1本につき1年	1,700円

- (3) 施行期日 R4. 4. 1

5 千葉市法定外水路条例の一部改正について

(建設局 下水道建設部 下水道維持課)

水路敷地の占用料の額を改定する。

- (1) 道路占用料の額が改定されることから、これに準じて定めている水路敷地占用料の額について同様に改定する。

主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第3種電柱	1本につき1年	2,400円	2,500円
第1種電話柱		1,000円	1,100円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	63円	64円

- (2) 施行期日 R4.4.1

6 千葉市河川管理条例の一部改正について (建設局 下水道建設部 都市河川課)

河川敷地内の土地の占用料の額を改定する。

- (1) 道路占用料の額が改定されることから、これに準じて定めている河川敷地占用料の額について同様に改定する。

主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第3種電柱	1本につき1年	2,400円	2,500円
第1種電話柱		1,000円	1,100円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	63円	64円

- (2) 施行期日 R4.4.1

7 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

都市公園の占用料の額を改定する。

- (1) 道路占用料の額が改定されることから、これに準じて定めている公園占用料の額について同様に改定する。

主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第3種電柱	1本につき1年	2,400円	2,500円
第1種電話柱		1,000円	1,100円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	63円	64円
競技会、集会、展示会、博覧会等の催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1㎡につき1日	10円	11円

- (2) 施行期日 R4.4.1

(一 般 議 案)

1 当せん金付証券の発売額について (財政局 財政部 資金課)

令和4年度における発売額 100億円以内

(1) 当せん金付証券(宝くじ)の発売限度額を定める。

2 指定管理者の指定について (市民局 市民自治推進部 市民自治推進課)

施設の名称 千葉市民活動支援センター
指定管理者 特定非営利活動法人まちづくり千葉
指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区中央2丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館9階

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 H14.1

イ 所 在 地 中央区中央3丁目9番13号

ウ 従業員数 9人

3 指定管理者の指定について (経済農政局 農政部 農政課)

施設の名称 千葉市富田都市農業交流センター
指定管理者 富田町管理運営組合
指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 施設の所在地 若葉区富田町711番地1

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 H17.4

イ 所 在 地 若葉区富田町711番地1

ウ 従業員数 18人

4 指定管理者の指定について (こども未来局 こども未来部 こども企画課)

施設の名称	千葉県子ども交流館
指定管理者	千葉ミライ子どもプロジェクト事業体
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる)3階～5階

(2) 指定管理者の概要

ア アクティオ株式会社(代表)

(ア) 設 立 S62.2

(イ) 所 在 地 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

(ウ) 従業員数 2,283人

イ テルウェル東日本株式会社

(ア) 設 立 H13.4

(イ) 所 在 地 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番9号

(ウ) 従業員数 5,680人

5 指定管理者の指定について (こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

施設の名称	千葉県子育て支援館
指定管理者	公益社団法人千葉市民間保育園協議会
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる)6階

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 H18.4

イ 所 在 地 中央区中央4丁目5番1号

ウ 従業員数 22人

6 指定管理者の指定について（教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課）

施設の名称	千葉県科学館
指定管理者	コングレ・東急コミュニティー共同事業体
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる)7階～10階

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社コングレ(代表)

(ア) 設 立 H2.6

(イ) 所 在 地 大阪市中央区淡路町3丁目6番13号

(ウ) 従業員数 553人

イ 株式会社東急コミュニティー

(ア) 設 立 S45.4

(イ) 所 在 地 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

(ウ) 従業員数 7,767人

7 指定管理者の指定について（都市局 公園緑地部 公園管理課）

施設の名称	千葉県蘇我スポーツ公園スケートパーク等
指定管理者	SSP UNITED
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区川崎町3番2外

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社千葉マリスタジアム(代表)

(ア) 設 立 H元.5

(イ) 所 在 地 美浜区高浜4丁目12番2号

(ウ) 従業員数 115人

イ ジェフユナイテッド株式会社

(ア) 設 立 H3.6

(イ) 所 在 地 中央区川崎町1番地38

(ウ) 従業員数 41人

ウ 日本メックス株式会社

(ア) 設 立 S47.4

(イ) 所 在 地 東京都中央区入船3丁目6番3号

(ウ) 従業員数 2,083人

エ 日本体育施設株式会社

(ア) 設 立 S46.5

(イ) 所 在 地 東京都中野区東中野3丁目20番10号

(ウ) 従業員数 171人

※本議案の対象は、千葉県蘇我スポーツ公園のスケートパーク、第4駐車場及び市長が指定する区域